

中小企業振興政策と競争法の活用

——タイにおける流通問題に対する競争法の適用をめぐって——

深津健二

目次

- 一 はじめに
- 二 流通問題と中小企業振興政策・競争政策
- 三 流通問題に対する政府の政策対応
- 四 中小企業振興政策の展開
- 五 競争法制の基本的枠組み
- 六 流通問題と競争法の活用
- 七 結び

一 はじめに

主として中小事業者で構成されていた流通分野への大規模事業者の新規参入や大規模流通業者による中小事業者に対する不当な支配などのいわゆる流通問題をめぐっては、わが国だけではなく、欧米諸国でも大きな政策課題となってきた⁽¹⁾。かつては参入規制をはじめとする大規模流通業者に対する直接規制政策を採用する国々も少なくなかったが、一九八〇年代以降の規制緩和・自由化の世界的潮流の中で政府規制の見直しが進められ、競争政策による対応が基本とされるようになっていった。しかし、流通問題は、単なる大規模流通業者と中小事業者との間の経済格差の問題というだけではなく、大規模流通業者が立地する地域の生活環境問題やさらには雇用をめぐる問題としても大きくクローズアップされてきた。近年では、従来、参入規制を行っていなかったアメリカ、イギリス、ドイツなどでも大規模流通業者に対する政策対応が課題になっており、さらにはアジア諸国でも流通問題は深刻化している。なかでも、経済発展が著しいタイ⁽³⁾では、外国資本を中心とした大規模流通業者の急激な成長によって流通問題はますます深刻化・複雑化している。かつて、わが国もそうであったように、その政策対応をめぐる⁽⁴⁾は、歴代政権はこれまで明確な方針を打ち出せないで来た。

本稿では、わが国でも長い間悩ましい問題となってきた流通問題への政策対応が、タイにおいてどのように展開されているのか、競争政策的観点からの対応を中心に考えてみることにしたい。以下では、まず、流通問題と中小企業振興政策・競争政策との関係を簡単に整理したうえで、流通問題が発生して以降のタイ政府の対応について、変化の激しいタイの政治状況の中にあつて比較的長期間政権の座にあつたタクシン、スラユット及びアピシット

各政権において、どのような対応策が講じられてきたかを検討する。次に、タイ政府がこれまで展開してきた中小企業振興政策の中で流通分野における中小企業問題である流通問題がどのように位置づけられてきたのかを明らかにする。そして、中小企業振興政策の重要な柱の一つとして中小企業の競争力強化策が掲げられているが、そのための「公正な競争」の促進を図るタイ取引競争法の基本的枠組みについて確認する。最後に、流通問題に対して競争法の活用を図るうえで重要となる取引競争法第二九条の不正取引慣行規制について、流通分野における不正な取引慣行に関するガイドラインを中心に検討する。

二 流通問題と中小企業振興政策・競争政策

1 競争政策の動向

現在、世界では一〇〇を超える多数の国々や地域において競争法 (Competition Law) が制定され、市場経済を重視した経済運営が行われるようになって⁽⁵⁾いる。これは、経済活動のグローバル化に伴う経済制度の平準化への要請に後押しされて、国際的な経済活動に関する基本ルールとして徐々に定着してきたものといえよう。ただし、世界の統一的な競争法が存在しているわけではなく、これら競争法はアメリカの反トラスト法 (Antitrust Laws) や EU 競争法 (EU Competition Law) という二つの有力な法体系に次第に収斂されつつあるものの、依然としてそれぞれの規制内容や執行体制には国や地域によって多様なものがある。アメリカ法は、かねてより世界の競争法の指導的な位置にあり、わが国の競争法である独占禁止法の母法となったものである。また、近年、EU 法は新興国の

競争法のモデルとして、次第にその存在感が大きくなっている。特に、アジア諸国では、一九九〇年代以降、EU法をモデルとして次々に競争法が導入されている。しかし、その一方で、日本の独占禁止法も、アジア諸国の競争法に対しては一定の影響を与えてきた。⁽⁶⁾

日本への競争法の導入はアジア諸国では最も早く、一九四七年に独占禁止法が制定されている。ところが、第二次大戦後の占領下において経済民主化政策の一環として競争法が導入されたことから、その後の経済政策として支配的となった産業保護政策が強力に展開され、競争法とは異なる原理を有する経済規制立法が多数制定されるなど、長い間競争法が経済運営の基本的ルールであるという位置づけはなされてこなかった。⁽⁷⁾しかし、一九七〇年代から八〇年代にかけて、経済のグローバル化が進展し、日本と欧米諸国との間の貿易不均衡に基づく経済摩擦が極めて大きな問題として浮上し、わが国の経済運営のあり方が問われることになった。なかでも、国内流通産業を保護する経済規制や競争法としての実効性を欠いた独占禁止法の運用が焦点となった一九九〇年の日米構造問題協議(Structural Impediment Initiative)では、流通規制の緩和や流通問題に対する独占禁止法の積極的な運用などが合意され、外圧によって産業保護政策優先から競争政策を基本とした経済運営へと転換すべく、規制緩和と競争法の強化が進められることになった。⁽⁸⁾

アジア諸国では、包括的な内容を有する競争法は、一九四七年の日本に続いてインド(一九六九年)、パキスタン(一九七〇年)、韓国(一九八〇年)、スリランカ(一九八七年)、台湾(一九九一年)、モンゴル(一九九三年)などで制定されている。その後、アセアン諸国でも一九九九年にタイとインドネシアで、さらに二〇〇四年にベトナム、シンガポール、ラオスの三か国でそれぞれ制定されている。一方、社会主義経済体制をとる中国でも部分的に市場経済を導入し、二〇〇八年には包括的な競争法が制定された。その他のアジア諸国でも、競争法導入に向け

た動きが活発になっており、二〇一〇年にマレーシアで競争法が制定され、二〇一二年一月から施行されている。⁽⁹⁾

2 流通問題と中小企業振興政策

タイにおける最初の競争法制は一九七九年に制定された「仏暦二五二二年（西暦一九七九年）價格統制及び独占禁止法（Price Fixing and Antimonopoly Act B.E. 2522）」（以下、價格統制及び独占禁止法という。）であり、消費者保護のための不公正な価格規制と独占及び制限的取引慣行の禁止を定めていたが、価格規制が第一義的な目的であるために、独占規制は追加的なものとして、実効性に欠けるという欠陥を有していた。⁽¹⁰⁾そこで、価格規制と独占規制を切り離して、前者に関しては「仏暦二五四二年（西暦一九九九年）商品及び役務價格法（Prices of Goods And Services Act B.E. 2542）」（以下、商品及び役務價格法という。）が、また後者に関しては「仏暦二五四二年（西暦一九九九年）取引競争法（Trade Competition Act B.E. 2542）」（以下、取引競争法という。）がそれぞれ制定されている。この取引競争法の成立により、タイはアセアン諸国で最初に包括的な競争法を導入した国となっている⁽¹¹⁾。しかし、新たに競争法を導入した他の新興国と同様に、またかつてのわが国が辿ってきたように、産業政策と競争政策との関係をどのように整理し、競争法をどう活用していくかという点で、今なお明確な方向性を打ち出せないでいる。それは、これまでのタイ競争法の消極的な法運用にもよく現われており、市場競争をめぐる問題に対して産業政策的な観点から政府規制で対応するのか、それとも競争法を積極的に運用して対応していくのか、政府の立場は明確でない。とりわけ、流通問題への対応をめぐることは、日米構造問題協議以前のわが国の対応と同様に、混迷を深めている。

タイにおける流通問題は、一九九〇年代以降の大規模流通業者の新規参入と急激な事業拡大に伴って発生した大規模流通業者対中小の流通業者・納入業者間の対立が深刻化し、政府が明確な理念を持たないままかかる流通問題に対応してきたことにより、現在でも打開の糸口が見いだせない状況にある。これまで、大規模流通業者の事業活動に対する政府規制や競争法の適用が検討されるほか、中小流通業者の振興政策も立案されるなど、歴代政権の一定の取り組みはあったものの、いずれも不十分なものに終わっている⁽¹²⁾。

わが国においても、大規模流通業者と中小流通業者との対立に起因する流通問題は、一九三〇年代から現在まで形を変えて続いており、今なお古くて新しい問題でもある⁽¹³⁾。まず、わが国の流通問題にたいする政策的対応は、中小企業保護政策ないしは中小企業振興政策として展開されている。関東大震災後に事業規模を拡大して熾烈な競争を展開した百貨店業者に対する中小小売業者の反百貨店運動の高まりを受けて一九三六年に制定された百貨店法に始まり、規制対象をスーパー・マーケットにまで拡大した一九七三年制定の大規模小売店舗法まで、大規模流通業者と中小小売業者との利害対立を調整すべく、政府は大規模流通業者の事業活動を規制する法的枠組みを創り上げてきた。そして、かかる規制の主たる目的は、大規模流通業者の事業活動により多大の影響を受ける中小流通業者の利益を擁護するものであると捉えられてきた。

その後、わが国の流通規制が焦点となった一九九〇年の日米構造問題協議での合意を受けて規制緩和が進められ、二〇〇〇年には大規模流通業者の立地上の問題に焦点を当てた「まちづくり三法」（大規模小売店舗立地法、都市計画法及び中心市街地活性化法）による新たな規制の枠組みが導入され、地域の生活環境を保持すべく「まちづくり」という視点から大規模流通業者の事業活動規制が行われることになった。ところが、このように規制目標を中小流通業者保護から地域の生活環境保護へと大きく転換し、中小企業振興政策から都市政策へと政策転換を図った

にもかかわらず、流通問題をめぐる適切な対応は進まず、事態はさらに深刻化した。そこで、二〇〇七年には大規模流通業者の郊外立地を抑制し、中心市街地への立地を誘導することを目指した法改正が行われたが、その後も大規模流通業者規制のいっそうの強化を求める声は少なくない⁽¹⁵⁾。

一方、近年では、このような中小企業振興政策や都市政策だけではなく、競争政策の観点からも一定の取り組みがなされている。かつて、わが国の競争政策は産業保護政策が優先され、経済政策の基本には位置づけられていなかったが、規制緩和へと大きく舵を切る要因となった一九九〇年の日米構造問題協議以降、次第に法運用が強化され、流通・取引慣行ガイドラインの策定をはじめとして、独占禁止法の執行体制の整備や法運用の強化が進められてきた⁽¹⁶⁾。なかでも、近年の大規模流通業者の購買力を背景とした優越的地位の濫用や不当販売に対する規制強化は競争政策の観点から流通問題に積極的に取り組む姿勢を表したものと評価できよう⁽¹⁷⁾。流通問題に対して競争政策的確な展開を図ることは中小企業振興政策の一環としても重要であり、都市政策も含めて今後の政策的展開が期待される⁽¹⁸⁾ところである。

ところで、タイ政府がとってきた流通問題へのこれまでの対応を概観すると、わが国と同様に、問題が顕在化した当初から、産業保護政策的対応が中心となってきた。すなわち、大規模流通業者から中小流通業者を保護すべく、大規模流通業者に対する事業活動を規制するとともに、中小流通業者の事業活動を支援するという中小企業振興政策が展開されてきたのである。さらに、わが国では外圧による政策転換が始まった一九九〇年代以降に展開されることになる競争政策の観点からの取組みも、タイでは早い段階から検討されてきた。それには、タイの競争法が他のアジア諸国と同様にEUの競争法をモデルとして制定されたことのほか、アメリカ反トラスト法を母法としながらも産業政策との調和を図りながら法運用が行われてきた日本の独占禁止法の影響も一因と考えられる。EU競

争法では市場支配的地位の濫用規制を行っており、タイの取引競争法第二五条でも同様の規制を行っている。また、日本の独占禁止法の場合は、その特徴として不公正な取引方法の一行為類型として優越的地位の濫用規制を行っており、特定の市場において支配的地位を有していないことも、取引の相手方との間で相対的に優越的な地位にあれば規制できることから、中小企業保護の観点から法運用が行いやすいという側面を有している。タイの取引競争法でも、第二九条で不公正取引慣行を禁止しており、中小企業の保護の観点からの法運用が可能である。

一般に、中小企業の振興を図る政策は、大企業との間で生ずる中小企業の「経済的不利の是正」と大企業との「格差是正のための支援」が二つの柱となっている。⁽¹⁸⁾ タイでも「仏暦二五四三年（西暦二〇〇〇年）中小企業振興法 (Small and Medium Enterprises Promotion Act B.D. 2543)」(以下、中小企業振興法という。)が制定されるとともに、同法に基づく中小企業振興政策マスタープランが策定されているが、「経済的不利の是正」と「格差是正のための支援」が政策の柱となっている。経済的不利の是正の施策の一つとして公正競争の促進が掲げられており、また格差是正の支援の施策は多岐にわたるが、競争単位としての中小企業の競争力強化がその中心に置かれている。タイの流通問題に対しては、大規模流通業者との間の経済的不利の是正としての競争政策的観点からの取組みと格差是正を支援する施策としての中小流通業者の組織化・大規模流通業者の事業活動規制の取組みなどが行われてきた。しかし、タイ政府のこれまでの対応は、今のところ何れも問題解決への決定的な決め手とはなっていない。

三 流通問題に対する政府の政策対応

1 経済危機と流通問題の発生

タイで流通問題が顕在化したのは、一九九〇年代に入ってからのことである。タイでは、一九八〇年代以降、それまでの伝統的な中小企業者で構成されていた流通市場に対して近代的な経営形態をとる大規模流通業者の進出が活発になり、当初は日本の流通資本による百貨店の開業が相次ぎ、次いで地元タイ資本による百貨店やスーパー・マーケットが新規参入していった。しかし、一九九七年七月に発生した通貨危機とその後の経済危機は、これら大規模流通業者にとつて極めて厳しい対応を迫ることになる。日本の流通資本は、外貨建ての借り入れをしていた日本の現地法人がパーツの急落によつて大きな負債を抱えることになり、採算が悪化してタイからの撤退を余儀なくされる事業者が多数に上つた。また、タイの地元資本も資産価値の大幅な下落や債務の拡大により、事業の再編が急務となつた。その一方で、通貨危機の直前からタイ市場への進出を開始した欧州資本は、この通貨危機を捉えて急成長を遂げることになる。

経済危機発生後の一九九七年一月に発足したチュアン政権は、IMFとの合意の下に行つた財政金融制度改革をはじめとして、様々な経済制度改革を推し進めて、経済危機からの回復への道筋をつけて行つた。タイでは、規制緩和・自由化の世界的潮流の中ですでに一九九〇年代初頭から市場経済を重視した経済政策への転換を図つてきたが、⁽¹⁹⁾経済危機後の経済制度改革はこれをさらに徹底したものとなっている。まず、経済危機によつて大量流失

した外国資本を再度呼び戻すべく、外国人の投資規制を行ってきた革命団布告を改正して「仏曆二五四二年（西曆一九九九年）外国人事業法（Foreign Business Act B.D. 2542）」（以下、外国人事業法という。）を制定し、規制緩和を進めた。また、国内の競争環境を整備するために、それまで実効性の乏しかった価格統制及び独占禁止法を強化改正した取引競争法が成立して、包括的な内容の競争法制が整備されている。

なかでも、一九九九年の外国人事業法の改正は、タイの流通問題を一層深刻化させていった。従来、タイ政府は、自国産業を保護するために流通分野をはじめとする幅広い分野で外国資本に対する厳しい参入規制を行ってきたが、その根拠となったのが一九七二年に制定された外国人事業法であった。⁽²⁰⁾ 同法では農林漁業や伝統工業、サービス業などと同様に卸売・小売の流通業に関しても外国人の参入を規制していたが、改正法においても「外国人との競争力が十分でない事業分野」の一つとして規制されることとなった。ただし、流通分野における参入規制は改正前と比較して大幅に緩和され、資本金一億バーツ以上では百パーセントの外国資本でも原則的に参入が認められ、資本金一億バーツ未満であっても四九パーセント以下の資本比率でのタイ資本との合弁で参入が認められるようになった。農産物の販売が別途規制対象とされているために、百パーセント外資での参入は少ないようであるが、外国人事業法の改正は外国流通資本のタイ市場への参入を本格化させる大きな要因の一つとなつていった。⁽²¹⁾

従来のタイ地元資本や日本との合弁による大規模流通業者は百貨店業を主体とする業態で事業展開を図ってきたが、経済危機以降本格化した外国資本による流通事業は、大規模商業施設（スーパーセンターやショッピングモール）の核となる店舗であったり、コンビニエンスストアなどの大規模チェーンストアであったりと、多様な形で展開される新業態であった。タイでは、従来の小規模な流通業者を「伝統的小売業（Traditional Retail）」と呼ぶとともに、百貨店業を含めた新業態を「近代的小売業（Modern Retail）」と呼んでいる。百貨店業が中心であった経済

危機以前の「近代的小売業」の市場シェアは一定の規模を有し、それなりに有力な業態であったものの、深刻な摩擦を引き起こすようなものではなかった。しかし、経済危機以降の外国資本による新規事業の急拡大ぶりは目を見張るものがあり、二〇〇三年の時点での市場シェアは「伝統的小売業」四六・九パーセント、「近代的小売業」五三・〇九パーセントと、「近代的小売業」が「伝統的小売業」を凌駕する事態となっている。⁽²²⁾

このような大規模流通業者の事業展開に対して、事業機会喪失の危機に直面した中小流通業者と購買力を有する大規模流通業者からの支配を受ける納入業者との双方から規制を求める声が強まっていた。チュアン政権は、前者に対しては大規模流通業者の参入規制を行う「卸売業及び小売業法案 (Draft of Wholesale Business and Retail Business Act)」(以下、小売業法案という。)の起草を始めるとともに、後者に対しては一九九九年に成立した取引競争法の適用を検討することになる。

2 タクシン政権の対応

総選挙の結果、二〇〇一年に発足したタクシン政権は、当初チュアン政権が開始した参入規制立法の起草作業を継続する方向で検討を進め、二〇〇二年八月には商務省が起草した小売業法案の公聴会を開催するなど、法案の閣議決定の直前まで作業が進んだ。しかし、同法案が日本の大規模小売店舗法をモデルとして起草され、政府による流通統制色の強いものとなっていたことから、規制対象となる外国資本による反対だけではなく、国内の流通業者や地方商工会議所などの利害関係者の間でも強い抵抗があった。⁽²³⁾そこで、同年一〇月、タクシン首相は内閣改造を実施するとともに、一一月には小売業法案を廃案とすることを決定した。そして、かかる参入規制立法に代えて、

既存の「仏曆二五二八（西曆一九七五）年都市計画法（City and Town Planning Act B.E. 2518）」（以下、都市計画法という。）及び「仏曆二五二二（西曆一九七九）年建築物規制法（Building Control Act B.E. 2522）」（以下、建築物規制法という。）の活用によるゾーニング規制で対処するという方針に転換した⁽²⁴⁾。

二〇〇三年九月、まだ都市計画法が策定されていなかった七二県を対象とする都市計画法に基づく通達が出され、続いてすでに都市計画法が策定されていたバンコク都及び三県を対象とする建築物規制法に基づく通達が出され、タイ全土でゾーニング規制が開始された。これらは何れも市街地における新規出店を困難にし、大規模な商業施設の郊外立地を誘導しようという内容になっている⁽²⁵⁾。しかし、上述（三一）のように、この時点で「近代的小売業」が「伝統的小売業」を凌駕する事態となっており、四大外資の拡大を抑制することを目的とした新たな規制はすでに時期を失したものとなっていた⁽²⁶⁾。

また、大規模流通業者に対する取引競争法の適用に関しては、大規模流通業者事件（Large Retail Trade Case）がある。取引競争委員会（Trade Competition Commission）は、二〇〇二年四月、内部に専門小委員会を設置し、大規模流通業者の取引競争法違反に対する審査手続きを開始した。同法第二九条では、公正かつ自由な競争に反して行う他の事業者への事業妨害を不正取引慣行として禁止しているが、大規模流通業者と納入業者との間の取引慣行がこれに該当するか否かが焦点となった。同年六月、専門小委員会は、四大外資（イギリス系のテスコ、フランス系のビッグC及びカルフル、オランダ系のマクロ）の代表者をそれぞれ呼び出し、事情聴取を行っている。そして、同年九月、専門小委員会は第二九条違反の疑いがあるとの審査結果を取り纏めて取引競争委員会に報告した。しかし、同年十一月、商務大臣を委員長とする取引競争委員会は、専門小委員会のこの報告を受けて、さらに作業部会を設けて審査することを決定した。このような取引競争委員会の決定に対しては、専門委員会の認定した

大規模流通業者の違反行為を再審査に回し、最終的な決定を先送りしようという意図によるものであるとの批判が出された。⁽²⁷⁾ 二〇〇三年九月には、「卸売業又は小売業における不公正な取引慣行に関するガイドライン」(Guidelines for Unfair Trade Practices in the Wholesale or Retail Business) (以下、流通取引慣行ガイドライン又は旧ガイドラインという。)が策定されるとともに、商務省国内取引局主催のセミナーが開催された。

二〇〇二年一月のタクシン首相による小売業法案の廃案の決定と取引競争委員会による再審査開始の決定という流通問題に係る二つの重要な政策判断は、同年一〇月に行われた内閣改造後のタクシン政権における流通問題に対する基本方針の転換を象徴するものとなっている。このように、経済危機後の外国人事業法改正による外国流通資本の参入規制緩和に伴って発生した流通問題に対して、タクシン政権は、当初前政権からその方針を引き継ぎ、外資に対する参入規制導入や競争法の活用により対処しようとしていたが、国内外からの外資規制強化への懸念が強く、結局こうした方針を転換せざるを得なかった。そして、最終的にタクシン政権が採用した方法は、中小企業振興事務局 (OSMEP, Office of SME Promotion) が五一パーセント、中小企業金融公社 (SIFC, Small Industry Finance Corporation) が四九パーセントをそれぞれ出資して設立された共同仕入会社 (ART, Allied Retail Trade) による中小流通業者への支援策であった。⁽²⁸⁾ 同社は、二〇〇二年八月に設立され、会員となる中小流通業者に対する共同仕入れや経営技術、資金融資などの面での支援を行うことを目的としていた。

3 スラユット政権の対応

二〇〇六年九月にはクーデターが発生し、タクシン政権は崩壊したが、その後成立したスラユット暫定政権は改

めて小売業法案の起草作業を開始した。タクシン政権下で導入されたゾーニング規制が機能している地域はきわめて少なく、大都市部で始まった外資系大規模流通業者の出店攻勢はほとんどの地方都市にまで及んでおり、出店規制の強化を求める陳情が多数寄せられていたことを受けて、新政権は新たな法制度整備に乗り出したものである。商務省が作成した法案は二〇〇七年三月に閣議にいったん提出されたが、規制機関である小売業委員会の権限が強すぎることや定義規定の曖昧さなどの問題点が指摘され、商務省に差し戻された。そして、同年五月、修正された法案が再度提出され、原則承認の閣議決定がなされた。²⁹⁾その後、内閣法制委員会が法律案としての最終的チェックを受けたうえで、同年一〇月、一部修正された政府としての最終案が閣議決定され、タイの国会である国家立法議会 (NLA, National Legislative Assembly) に提出された。³⁰⁾

同法案は、小売業及び卸売業における公正な競争条件を整備することを目的としており、大規模流通業者の事業活動を許可制にし、商務大臣を長とする中央委員会が許可基準を作成し、県知事を長とする各県委員会が個別の出店案件について審査することになっていた。同年一一月に審議入りした国家立法議会の下院第一読会では法案の原則受理が可決されたが、翌月、その後の委員会審議に入らないまま民政復帰に向けた総選挙が実施されたため、法案成立には至らなかった。³¹⁾

なお、スラユット政権下では、取引競争委員会により流通取引慣行ガイドラインが改定されたことにも触れておく必要がある。政権発足直後の二〇〇六年一〇月、取引競争委員会は流通取引慣行ガイドラインを改定し、告示した。その正式名称は「仏暦二五四九年卸売業者又は小売業者及び製造業者又は納入業者間における取引慣行を審査するためのガイドラインに関する取引競争委員会事務局規則 (Regulation of the Office of Trade Competition

Commission Regarding Guidelines to Consider Trade Practices between Wholesalers or Retailers and Manufacturers or

Distributors BE(2549)」（以下、流通取引慣行規則又は新ガイドラインという。）である。⁽³²⁾ 同ガイドラインの内容は、後（六二）で詳細に検討するが、大規模流通業者による購買力を背景とした納入業者との不公正な取引慣行に対して、取引競争法を適用するにあたっての考え方を示したものである。

4 アピシット政権の対応

民政復帰のための総選挙の結果を受けて、二〇〇八年一月にタクシン派のサマック政権が発足したものの、タクシン派と反タクシン派の激しい攻防の中で、同年九月に首相の職務違反を理由とする憲法裁判所の判決により失職し、一月に跡を継いだタクシン派のソムチャイ政権も、翌月総選挙における違反を理由に憲法裁判所の判決で失職した。両政権は何れも短命であったため、流通問題に対する取組みに目立った動きはなかった。その後、反タクシン派のアピシット政権が漸く成立し、タクシン派と反タクシン派の激しい攻防はその後も続いたものの、二〇〇一年の総選挙の結果を受けて成立したタクシン元首相の妹、インラック氏が首相となるまで、比較的長期間政権の座にあったことから、流通問題への取組みが再び開始された。

大規模流通業者に対する参入規制法案の起草作業は、商務省と首相の直属機関である通商代表部（TRR, Thai Trade Representative）との合同作業により政権発足直後から開始され、二〇〇九年二月、新しい小売業法案が閣議で原則承認された。⁽³³⁾ その後、内閣法制委員会においてほぼ一年にわたる慎重な審査が行われている。そして、内閣法制委員会での審査を終えた法案は最終的政府案として閣議に諮る直前の二〇一一年五月、アピシット首相が下院を解散したために、結局、閣議決定には至らなかった。

また、アピシット政権下では、取引競争委員会が二〇一一年二月に「卸売業及び小売業に関する専門小委員会」を設置して、大規模流通業者による不公正な取引慣行の審査を始めた⁽³⁴⁾。さらに、規制の実効性確保の必要性から、取引競争法改正のための準備作業も開始するとの方針が打ち出され⁽³⁵⁾、同年四月の閣議で「取引競争法改正審査委員会」の設置が決定された。同審査委員会は、商務省国内取引局長を委員長とし、内閣法制委員会や財務省などの委員から構成されることとなった。しかし、その後、商務省は、経済のグローバル化の進展に伴う海外競争法制の動向を踏まえた⁽³⁶⁾いっそうの調査研究が必要であるとの理由で、取引競争法改正の作業を先送りする旨の発表を行っている。

5 小括

以上、経済危機以降の歴代政権による流通問題への取組状況を辿ってきた。チュアン政権で開始された大規模流通業者に対する参入規制立法は、何度も立案されながら、現在までのところ成立には至っていない。その一方で、都市計画法などの既存法を活用したゾーニング規制が実施されたものの、必ずしも期待された成果は上がっていない。かかる参入規制は、外国資本の流通業者だけではなく、タイ国内の流通業者をもその対象としているわけであるが、事実上は外資規制として機能することになる。このような流通業に対する外資規制強化は他の分野も含めた外資規制へと拡大して、経済危機以前の状態に戻ってしまうのではないかという懸念がタイの国内外で強く残っており、歴代政権は何れもこの点に配慮せざるを得なかった。したがって、小売業法案の起草過程や閣議決定後の内閣法制委員会での審査過程でも、利害関係者との調整を含めた慎重な検討に長時間を要し、法案成立には至っていない。

ない。⁽³⁷⁾

小売業法案は流通業における公正な競争条件を創出することにより中小流通業の振興を図ろうとするものであるが、これ以外にも歴代政権下で取引競争法の活用と共同仕入会社（ART）を通じて支援するという中小企業振興政策を展開してきた。特に、前者は、当初、主として大規模流通業者と中小納入業者との間の購買力を背景とした不公正な取引慣行の問題として、競争法の活用が検討されてきた。その後、小売業法案がなかなか成立せず、既存法を活用したゾーニング規制も十分な成果を上げていないことから、大規模流通業者と中小流通業者との間の公正な競争条件創出のための競争法の活用、例えば大規模流通業者による不当廉売に対する取引競争法の適用が課題となっていくた。

四 中小企業振興政策の展開

1 中小企業振興法の制定

タイでは、一九九七年七月の通貨危機とそれに伴う経済危機以前、体系的な中小企業振興政策は立案されていなかった。しかし、危機後に発足したチュアン政権は、経済危機への対策として、法制度改革を含む抜本的な経済改革に乗り出し、その一環として、競争政策や中小企業振興政策が展開されることになった。最初に、タイ企業の国際競争力強化のための「産業再編計画（Industrial Restructuring Plan）」が策定され、一九九八年六月に閣議決定された。その後、同計画の中核をなす中小企業振興政策を具体的に進めるための体制づくりが進められた。⁽³⁸⁾一九九九

年二月にはタイで初めての包括的な競争法制が整備されるとともに、翌年一月、中小企業振興政策の基本的枠組みを定める中小企業振興法が制定された。³⁹⁾

中小企業振興法は全四八か条からなり、法の所管大臣は産業大臣となっている（第五条）。しかし、中小企業振興政策は、単に所管する行政庁だけではなく、組織横断的に展開していく必要がある政策であることから、内閣総理大臣を委員長とし、産業大臣を副委員長とする中小企業振興委員会の設置が定められた。同委員会の他の構成員は、財務大臣、農業・協同組合大臣及び商務大臣のほか、労働・社会福祉省、科学・技術・環境省及び産業省の各次官、国家経済社会開発委員会事務局長、投資委員会事務局長、さらにはタイ商工会議所代表、タイ産業連盟代表、その他一二名以下の学識経験者となっている（第六条）。委員会の任務は、中小企業振興政策及び振興計画を策定して内閣に提出すること、振興計画を具体化する行動計画を承認すること、行動計画に関して各行政庁や国営企業に助言すること、行政庁等と民間との協力強化・調整の基準作成など、多岐にわたっている（第一条）。そして、委員会の任務を遂行するための事務組織として中小企業振興事務局（OSMEP）が設けられた。OSMEPは振興計画の原案やそれに基づく行動計画を作成することが法律により義務づけられており、また省庁間の連絡調整や民間との連携など中小企業振興政策の実務を担うことになっている（第一六条）。

2 第一次中小企業振興計画

二〇〇三年五月、中小企業振興法に基づいて第一次中小企業振興計画が策定された。これは、二〇〇二年から二〇〇六年までを対象とする計画であり、事業計画を進めていくうえでの政策ガイドラインという位置づけで、「中

小企業振興マスタープラン (SMEs Master Plan)』とも呼ばれている⁽⁴⁰⁾。第一次振興計画は、第九次国家経済社会開発計画 (9th National Economic and Social Development Plan 2002-2006) において示された開発戦略に沿って、中小企業の振興策が具体化されている。

国家経済社会開発計画は、一九六一年に計画期間を六年間とする第一次計画が策定され、その後五年間を計画期間とする開発計画が順次策定されており、タイ経済を進展させるうえで重要な役割を果たしてきた⁽⁴¹⁾。第九次開発計画では、従来の開発計画がもたらした不均衡 (適正な所得配分の視点の欠如及び物理的資本を過度に重視した投資による所得格差・地域格差の拡大)、持続的発展の困難 (外国の資本と技術への依存及び過度の市場への依存)、非効率 (量的拡大に拘泥した開発による国内企業の国際競争力の低下) などのマイナス面を反省材料にして、「人を中心とした経済発展」を目指して、バランスのとれた人的資源の発展を基軸とした国際競争力強化のための開発戦略が示された。なかでも、経済構造改革によるタイの国際競争力の強化戦略において、中小企業が果たしている役割の重要性と競争力強化の必要性が強調されていることは注目される⁽⁴²⁾。

したがって、第一次中小企業振興計画では、タイの中小企業が国の経済発展に十分貢献してきたにもかかわらず、未だ市場で十分に競争しうる体力を有していないという認識に立ち、中小企業再生・発展及び中小企業の国際競争力強化・新分野の創出が計画目標に掲げられた⁽⁴³⁾。そして、「国の経済社会の主要な役割を担うための中小企業再生戦略」、「中小企業の事業活動の環境整備を図る戦略」及び「中小企業の持続的発展を促進する戦略」という三つの包括的戦略について、それぞれ緊急に講ずべき措置と中長期的に取り組むべき措置が示された。これらのうち、「中小企業の事業活動の環境整備を図る戦略」を詳しく見てみると、緊急に取り組むべき措置として、「中小企業の市場アクセスの改善」、「政府調達における中小企業支援」、「公正な取引競争の促進」という三つの事業計画が挙

げられている。特に、流通問題との関係で注目されるのは、「中小企業の市場アクセスの改善」と「公正な取引競争の促進」である。

まず、「中小企業の市場アクセスの改善」を進めていくうえで具体的な計画内容であるが、中小企業の市場アクセスを支援するための情報提供システムの構築や流通センターの設置等に並んで、上述（三二）した共同仕入会社（ART）の設立・役割拡大が挙げられている。ART社は、流通問題が深刻化する中で、大規模流通業者が購買力を背景とした低価格での仕入れに対抗するため、中小流通業者が同社を通じて共同仕入れによる低価格での仕入れを実現しようとするために設立されることになっていた。これは、流通市場における大企業と中小企業の事業活動の「格差是正のための支援」を図る施策であり、産業政策の一つである。

さらに、「公正な取引競争の促進」の具体的内容は、公正な取引競争を通じた中小企業と大企業との間の取引の均衡を図ることのほか、低品質の外国製品が国内市場への流入するのを防止する体制の整備も挙げられており、競争政策を産業政策的観点から運用していく姿勢も垣間見られる。これは、市場経済において競争単位として不利な立場にある中小企業の「経済的不利の是正」を図る競争政策の一環としての施策である。一般に、産業を保護育成する産業政策は公正で自由な競争を促進する競争政策とは対置される政策として理解されてきた。そして、経済の発展を図る過程では、かつてのわが国のように、両政策の調整を図ったり、産業政策が優先されたりするような経済政策が展開される事例も少なくない。タイの取引競争法も、中小企業振興計画での事業内容を見る限りにおいては、産業政策の対極にあるものと位置づけて運用されていくことは想定されていないといえよう。

3 第二次中小企業振興計画

その後、第一次計画の進展状況を踏まえて、二〇〇七年に第二次中小企業振興計画が策定された⁽⁴⁴⁾。これは二〇〇七年から二〇一一年にかけての振興計画で、二〇〇七年一〇月に閣議で承認されている。その基礎になっているのが第十次国家経済社会開発計画（10th National Economic and Social Development Plan 2007-2011）であり、従来までの開発計画を根本的に見直したものとなっていることから、第二次振興計画も大幅な見直しとなった⁽⁴⁵⁾。

第十次開発計画は、プミポン国王がかねてより提唱してきた「充足経済（Setthakit Phooaphiang）」という哲学に基づく経済運営のあり方を基本とした開発方針に完全に舵を切った⁽⁴⁶⁾。国王は、すでに一九七四年以降「充足経済」という考え方を折に触れて示してきたが、特に一九九七年の経済危機の際にタイの復興を願って行った演説の中でこの考え方が強調され、その後政府の経済運営に関する方針の中では常に言及されることになる。しかし、本格的にこの考え方に基づいて方針転換が図られたのは、クーデターによるタクシン失脚後のスラユット政権においてであった。

「充足経済」は、外的要因の変化に翻弄されるタイの経済システムを転換して、過度に外国に依存せず、人、経済、社会、環境の均衡の取れた自立した経済の実現を図る必要性を強調したものであり、経済危機後のチュワン政権及びその後のタクシン政権においても、政策の基本方針はこの考え方に沿って打ち出されてきた。そして、タクシン政権下で策定作業が始まり、タクシン失脚後のスラユット政権で閣議承認された第十次開発計画は、「充足経済」の哲学をベースにして、人材及び制度の両面から将来のグローバル化に伴う変化に対応しうる準備を進め、あ

らゆる分野のセーフティネットを構築していくことを目標に掲げる⁽⁴⁷⁾。その戦略として、中小企業政策に関連するものについては、「均衡のとれた持続可能な経済構造への改善戦略」と「国家運営のより良き統治の推進戦略」がある。前者においては、「経済システムのセーフティネット構築」と並んで「公正な競争と開発利益の公平な配分の促進」が、また後者においては、「公平で透明性のある競争を促すための、厳格な法運用の仕組みの開発」や「事業活動に関する法令における中小企業や新規参入者に対する公平性の確保」などが挙げられている⁽⁴⁸⁾。

第十次開発計画に沿って策定された第二次振興計画では、新たに定められた戦略は「企業の創生・発展戦略」、「製造分野における生産性・イノベーション能力向上戦略」、「流通分野における効率性の向上・事業環境の変化に伴う障壁除去戦略」、「サービス分野における価値創造・付加価値増大戦略」、「地域の中小企業振興戦略」及び「事業活動の促進戦略」の六つに整理されている。このうち、流通問題に関わる戦略として重要となる「流通分野における効率性の向上・事業環境の変化に伴う障壁除去戦略」を見てみると、その方向性としては、消費者行動のトレンドに的確に呼応するよう事業効率性を高めること及び近代的大規模流通業者との競争による経済上の不利を低減させることが提示されている⁽⁴⁹⁾。

ところで、振興計画においては、このような戦略の方向性を打ち出す前提として、流通分野の中小企業を取り巻く問題を次のように指摘する⁽⁵⁰⁾。まず、小売業及び卸売業を合わせた流通分野における中小企業は、二〇〇六年の段階で、GDPの二九・二パーセント、企業数の四〇・〇パーセント、雇用者数の二七・六パーセントを占めており、経済における重要な役割を果たしているが、多国籍の大規模流通業者との熾烈な競争に直面して、経済上の不利な立場に置かれている。その理由として、事業規模や購買力の格差から生ずる事業コスト、価格設定などの面における経済上の不利に加えて、政府による事業環境の変化に対する中小企業支援策の欠如や取引競争法の運用体制の不

備などが挙げられている。

「流通分野における効率性の向上・事業環境の変化に伴う障壁除去戦略」における具体的な事業計画としては、次の三つが掲げられた⁽⁵¹⁾。

- ① 流通分野における中小企業の競争力強化
- ② 流通分野における公正な競争を確保するための規制システム改革
- ③ 流通事業改革促進のための公的部門、民間部門、研究者及び消費者との間における相互協力機構の創設

まず、①の中小企業の競争力強化であるが、消費者行動のトレンドに的確に呼応するよう事業効率性を高めるために、ICTの活用を促進することで近代的な経営管理や先進的取引形態を取り入れて、中小企業経営の近代化を図るとしている。次に、②の公正な競争を確保するための規制システム改革については、すでに制定されている取引競争法のほか、「フランチャイズ法」や「小売業法」などの新たな法制度整備により、継続的及び統一的な規制手続きを設定していくという。そして、③に関しては、中央政府の関与により、地域の流通企業を発展させるための公的部門、民間部門、研究者、消費者からなるネットワーク組織を立ち上げるとともに、流通分野の大企業と中小企業との協力促進を図ることで、相互協力機構の創設を進めていくとする。

以上のように、流通問題がクローズアップされるようになって以降、これまで展開されてきた中小企業振興政策においては、「経済的格差の是正」を図るために競争単位としての中小企業の競争力強化を支援する政策と並んで、「経済的不利の是正」を図るために大規模流通業者と中小流通業者との間の「公正な競争」を実現する政策が常に

掲げられてきたところである。しかし、諸々の事情により流通規制法が成立していないことに加えて、競争法の執行体制の不備もあって、「公正な競争」の実現による流通問題への対応が焦眉の課題となっている。

五 競争法制の基本的枠組み

1 取引競争法の制定とその枠組み

タイの取引競争法は、経済危機後の一九九九年三月に成立し、同年四月から施行された包括的内容を有する競争法である。上述(二二)したように、同法の前身は、一九七九年に制定された価格統制及び独占禁止法であり、不当な価格設定行為から消費者を保護する規定と統制対象となった事業者の独占行為及び制限的取引慣行に対する一定の行政措置が定められていた。しかし、競争制限に対する規制が極めて限定的で、実効性ある措置も設けられていなかったため、競争法としては不十分な内容の法律であり、法の運用実績も乏しいものであった。⁽⁵²⁾そこで、一九九〇年代に入ると、規制緩和と競争政策の強化という世界的な潮流の中にあつて、タイでも競争法の機能強化に向けた法改正が本格的に検討されるようになったが、法改正を強く後押ししたのは一九九七年の経済危機である。長期にわたる検討の結果、価格統制及び独占禁止法は不当な価格設定行為から消費者保護を図る商品及び役務価格法と競争促進を図る取引競争法の二つに分割され、制定されることになった。⁽⁵³⁾

取引競争法の法目的については、目的規定は置かれていないものの、前文と末尾の注記に重要な手掛かりがある。まず、前文においては、一九九七年憲法⁽⁵⁴⁾第二章に定める国民の権利及び自由に関する規定のうち、第二九条(権利

及び自由の制限)、第三二条(身体の自由とその制限)、第三五条(居住の自由とその制限)、第三六条(移動及び居住地の自由とその制限)、第四五条(結社の自由とその制限)、第四八条(財産権の保障とその制限)及び第五〇条(職業選択の自由とその制限)の各規定に基づいて制定されたことが明示されている。何れも、事業活動に関連する自由や権利を保障する一方で、法律に基づく自由や権利の制限を認めた規定であり、取引競争法による事業者の一定の行為の禁止がその法律に基づく制限に該当する。特に、憲法第五〇条は、取引競争法の目的を考えるうえで重要な規定である。⁽⁵⁵⁾

一九九七年憲法第五〇条　人は、事業あるいは職業に従事するとともに、公正で自由な競争を行う自由を有する。

2　前項に基づく自由に対する制限は、国の安全保障若しくは経済の安定の維持、公共サービスに関する国民の保護、公の秩序若しくは善良なる風俗の維持、職業に関する規制、消費者保護、都市計画、天然資源若しくは環境の保全、公共の福祉、又は独占の防止若しくは不公正な競争の排除のために制定された特別法による場合を除き、これを行うことはできない

また、同法の前文に言及されていないものの、国家の基本政策の方向性を定めている憲法第五章の各規定のうち、経済政策に関する第八七条の規定を具体化したものがまさに取引競争法であると捉えられている。

一九九七年憲法第八七条　国は、国家の安全保障、全体の利益の維持若しくは公共サービス提供に必要な場合

を除いて、市場原理に基づく自由な経済制度を發展させ、公正な競争と消費者保護を促進し、直接的及び間接的な独占を防止し、経済的必要性のない事業活動に関する法律及び規則の廃止及び停止をしなければならないとともに、民間と競合する事業を営んではならない。

さらに、法文の末尾に付された注には、本法の制定に伴って価格統制及び独占禁止法が廃止されること及び本法は旧法の価格統制に関する部分を切り離し、独占禁止に関する部分を改善したものであることに言及している。そして、本法の目的が自由な競争を促進するとともに不公正取引を禁止することにあることを明示している⁽⁵⁶⁾。

一般に、競争法は、自由な競争 (Free Competition)、公正な競争 (Fair Competition) 及び公正な取引 (Fair Dealing) の三つを確保することにより、競争秩序維持を図ろうとするものである⁽⁵⁷⁾。したがって、タイの取引競争法も、自由競争の促進だけを旨としたものではなく、公正競争の実現や公正取引の確保にも配慮した競争法であるといえよう。

取引競争法の実体規定は、市場支配的地位の濫用禁止 (第二五条)、企業結合規制 (第二六条)、制限的協定 (カルテル) の禁止 (第二七条—第二八条)、不公正取引慣行の禁止 (第二九条) からなっている。カルテル規制や企業結合規制はほとんどの競争法で採用されている規制方法であるが、市場支配的地位の濫用禁止規定は E U 型競争法の特徴の一つである。タイの取引競争法は、E U 競争法をモデルとして導入されたもので、市場支配的地位の濫用規制を中心として、独占行為や独占状態自体に対する規制を行うのではなく、市場支配的地位を有する事業者の反競争行為を規制することで、自由競争の促進を図ろうとしている⁽⁵⁸⁾。規制対象となる市場支配的事業者については取引競争法三条に定義されているが、二〇〇七年二月に取引競争委員会が定めた基準では、①一事業者の市場占拠

率が五〇パーセント以上で過去二年間の売上高が一〇億パーツ以上の場合及び②上位三事業者の合計で市場占拠率が七五パーセント以上、過去一年間の売上高一〇億パーツ以上の場合、市場占拠率一〇パーセント未満又は一〇億パーツ未満の事業者を除いて、市場支配的事業者に該当することになる。⁽⁵⁹⁾また、タイ取引競争法における規制のもう一つの柱となっているのが、不公正取引慣行の禁止規定である。タイでは日本の不公正な取引方法規制のように指定制が採用されておらず、不公正取引慣行の定義も抽象的である。

これまで、タイの流通問題に対する競争法の活用をめぐっては、主として上記の不公正取引慣行規制と市場支配的地位の濫用規制の発動を中心に論じられてきた。ただし、外資をはじめとするタイの大規模流通業者は、取引競争委員会が定めた市場支配的事業者の市場占拠率の基準には該当しないため、第五条を適用した事例はない。過去の流通業者に対する適用の事例として、自動二輪車事件 (Motorcycle Case) がある。この事件は、自動二輪車の販売市場において市場支配的地位にある A P ホンダが行ったディーラーに対して競争事業者の製品を取り扱わないよう求めた行為が取引競争法違反に問われたものである。これは競争事業者からの申立てにより審査が開始された事件であり、二〇〇三年に競争委員会が下した決定では、第五条の市場支配的地位の濫用ではなく、第二九条の不公正取引慣行の禁止違反であった。⁽⁶⁰⁾そして、タイでは最初となる検察庁への刑事告発が行われたが、検察庁からさらなる調査を求められたため、その後も継続して調査を行い、二〇〇七年及び二〇一一年と二度にわたって調査結果を報告しているが、起訴には至っていない。⁽⁶¹⁾

2 法の執行体制

タイ競争法の施行機関は、取引競争委員会である。取引競争法第六条で定められている委員会構成は、四名の職務上の委員及び八名以上二名以下の有識者委員からなる。そして、職務上の委員である商務大臣は委員長、商務次官は副委員長、商務省国内取引局長は事務局長（委員兼書記）、財務次官は委員として、それぞれの任務にあたる。また、有識者委員は、法学、経済学、商学、経営学、行政学の専門知識及び経験のある者の中から、省令で定められた基準と方法により任命される。有識者委員の過半数は、民間の委員でなければならないとされている。委員任期は二年であり、再任も認められている（第九条）。なお、委員会の事務局は商務省国内取引局内に置かれており、国内取引局長が事務局長としてその任にあたる（第一八条）。

法定されている委員会の権限は、①規則制定に関する商務大臣への提案、②市場支配的地位に関する基準の制定、③違反行為に対する申告の受理と審査、④審査に必要な調査に関する規則の制定、⑤企業結合規制における基準の制定、⑦違反行為に対する排除措置命令、⑧刑事告発等である（第八条）。委員会では、このような権限を行使するにあたって、それぞれ具体的な検討を行うための専門小委員会（Specialized Sub-Committee）を設置すること（第一二条）及び違反行為の調査を行うための調査小委員会（Inquiry Sub-Committee）を設置すること（第一四条）ができる。委員会は、多数の委員で構成されていることから、能率的な審議を進めるためにも、こうした小委員会による実質的な審議を進めてきた。

タイでは、委員会の権限や事務局組織が内閣から独立したものはなっていないために、競争法を厳格に施行す

るうえで、多くの困難が生じている。とりわけ、委員会構成や事務局の組織体制については、度々問題点が指摘されてきた。まず、委員会構成については、全体の委員数が多すぎる一方で、競争法の専門家が少ないといった規模・専門性に関する問題点や、さらに有識者委員は非常勤で報酬も少なく、民間の委員が多いため、頻繁に委員会を開催するうえで支障があるほか、議事規則などもないといった会議の運営体制に関する問題点などが指摘されている⁽⁶²⁾。実際、これまで有識者委員として任命されたのは、官僚及び学者が半数で、残りの半数は産業界の代表である⁽⁶³⁾。有識者委員の任命は、その基準と方法が省令で定められており、関係省庁と産業界から提出された候補者リストから行われている⁽⁶⁴⁾。現在の委員は第六期で、任期は二〇一〇年一月から二〇一二年一月までであるが、過去五期までの委員構成とほぼ同様である。第六期の有識者委員は、法曹関係者と研究者（競争法の専門家）が各一名、財務省関係の官僚四名及び産業界代表六名、計一二名が任命されている⁽⁶⁵⁾。さらには、委員会を支える事務局の規模、事務処理能力、専門性などの組織体制上の問題点も指摘されている。また、取引競争法の運用においては、委員会の政治からの独立性確保が不可欠であるとの指摘もある⁽⁶⁶⁾。タイでは委員会の職権行使における独立性が認められておらず、大企業との結びつきが強い政治状況下で、法的確な運用は容易なことではないというのである。

したがって、取引競争委員会による法の運用状況は、全般的に停滞状況にあるといえよう。取引競争委員会による違反行為の職権探知は、委員会及び事務局の組織体制から容易ではなく、事件の端緒は外部からの申告が中心となる。次の表は委員会が公表している資料から作成したものであるが、法施行以降の申告件数は、累計で市場支配的地位の濫用に関する申告が一七件、制限的協定二〇件、不正取引慣行四〇件で、企業結合規制についてはまだ一件もない。

そして、申告を受けて調査した事件のうち、委員会が禁止行為違反であることを決定した事案として上述（五

表 受理した申告件数（1999年10月－2012年8月）

年	違反行為類型				
	小計	市場支配的地位の 濫用	合併規制	制限的協定	不公正取引 慣行
1999	2	1	－	－	1
2000	4	2	－	－	2
2001	7	3	－	1	3
2002	7	2	－	1	4
2003	13	3	－	8	2
2004	12	－	－	3	9
2005	9	－	－	2	7
2006	7	－	－	1	6
2007	9	3	－	1	5
2008	4	－	－	－	4
2009	1	1	－	－	－
2010	1	－	－	－	1
2011	3	－	－	－	3
2012	7	2	－	3	2
累計	86	17	－	20	49

出所) 取引競争委員会HP (<http://otcc.dit.go.th/otcc/upload/Complaints%20received.pdf>)

2) の自動二輪車事件があるほか、委員会又は調査小委員会の調査で市場支配的地位の濫用に該当するとされたケーブルテレビ事件 (Cable Television Case) と ウィスキー・ビール事件 (Whiskey and Beer Case) の二つがある⁶⁷⁾。ケーブルテレビ事件は、二〇〇〇年に取引競争委員会が最初に取り上げた事件であり、ケーブルテレビ事業者の合併により誕生した独占企業 UBC (United Broadcasting Corporation) が価格の引上げ等を行った行為に対して、消費者団体の申告により調査を開始したものである。委員会は、UBC がケーブルテレビ市場における独占的事業者であることから、市場支配的地位の濫用に該当すると判断したものの、当時はまだ市場支配的地位に関する基準が設定されていなかったために、法的措置は命じられなかった。そこで、ケーブルテレビ事業の規制機関であるタイ・マスコミ公団 (MCOT, Mass Communication Organization of Thailand) に対して、情報を提供して、公正な価格設定と消費者選択の増進を図るよう求めた。また、ウ

イスキー・ビール事件も二〇〇〇年に取引競争委員会が取り上げた事件であり、ウイスキーの独占的製造が認められていたスラティブ社がビール市場に新規参入し、ウイスキーを仕入れる際に同社のビールも仕入れるよう卸売業者に求めた行為に対して、他のビールメーカーの申告により調査を開始したものである。調査小委員会は、本案件も市場支配的地位の濫用に該当すると判断したが、委員会は前者と同様に法的措置を取らなかった。このほか、中小の流通業者と納入業者からの申告を受けて、不公正取引慣行事件として審査したが、最終的には違反の有無について判断せず、流通取引慣行ガイドラインの草案を作成することで幕引きを図った大規模流通業者事件があることは上述（三二）のとおりである。⁶⁸⁾

六 流通問題と競争法の活用

1 不公正取引慣行規制

流通問題顕在化以降、タイ政府によって競争法の活用が検討されてきたのは、主として不公正取引慣行の禁止規定である。第二九条は、「事業者は、自由で公正な競争に反する行為、及び他の事業者の事業活動を破壊し、侵害し、妨害し、円滑な遂行を妨げ若しくは制限し、又は他の事業者の参入を妨害する若しくは他の事業者を退出させる効果を有する行為をしてはならない」と定めている。

この規定では、「自由で公正な競争に反する行為」に関する定義がないために、法の適用を困難にしている。日本の独占禁止法でも「公正な競争を阻害するおそれのある行為」を不公正な取引方法として禁止しているが、その

行為類型については法の施行機関である公正取引委員会が指定できることになっている。最初の指定は法改正により「不正な競争方法」の禁止から「不正な取引方法」の禁止に移行した一九五三年に行われた。一九七二年にはその後の法運用の成果を踏まえて規制対象をより具体化・明確化したものに改定されたが、最新の指定は不正な取引方法規制に課徴金制度が導入されたことに伴うもので、二〇〇九年に行われたものである。現行指定は課徴金が科される「法定類型」と課徴金を伴わない「指定類型」に分けて規定されているが、不正な取引方法となる行為類型が一九七二年指定と異なるわけではない。タイの取引競争法では、日本の公正取引委員会のような行為類型の指定権限が取引競争委員会に与えられておらず、法の適用にあたっては、ガイドラインを作成して、具体化・明確化を図る必要がある。(69)

ところで、タイの不正取引慣行規制は台湾の競争法である「公平交易法」における第二四条を参考したものであると言われている。(70) 台湾競争法は、独占やカルテルなどの規制のほか、不正競争行為規制を行っており、再販売価格行為やその他の不正競争行為を禁止しているが、第二四条はその一般条項としての位置づけにあるされる。(71) タイ法第二九条も台湾法第二四条も不正な取引慣行に対する包括的な禁止規定としての機能を有するという点で共通しており、法の運用にあたっては、どうしても違法行為類型の具体化・明確化が必要となってくる。(72) 台湾ではすでにガイドラインにより違反行為類型が例示され、法運用面でも第二四条違反での事件処理件数は多数に上っており、大規模流通業者による納入業者への優越的地位の濫用が典型的な違反事例の一つとして挙げられている。(73) これに対して、タイでは、第二九条の適用にあたって、包括的なガイドラインは作成されていない。

これまで、競争法第二九条の活用は流通問題への対応として検討されてきたため、不正取引慣行に対する包括的ガイドラインではなく、流通分野に限定した取引慣行ガイドラインが作成されている。それは、二〇〇三年にタ

クシン政権下で作成された流通取引慣行ガイドライン（旧ガイドライン）とクーデター後のユラユット政権下で二〇〇六年にガイドラインの内容を改定した流通取引慣行規則（新ガイドライン）である。

2 流通取引慣行ガイドライン

まず、旧ガイドラインから見ても、ガイドラインでは、最初に流通市場の実態に言及し、多様な業態の大規模流通業者の参入により市場規模が急拡大するとともに、流通分野における不公正な取引慣行に対する競争法違反の申告も提出されるようになっていく点を説明している。次いで、取引競争法には反競争行為と不公正な取引慣行を規制するための基本的な枠組みを定める諸規定が設けられており、なかでも第二九条は不公正な取引慣行を防止する規定の一つとして活用しうるものであるとの立場を明らかにする。そして、流通分野における公正な取引慣行の実現に向けて、①強制的なものでないこと、②差別的なものでないこと、③明確な基準に基づくものであること、④進歩的な取り決めであること、⑤非制限的かつ公正な競争であること、という五つの原則に基づく枠組みが設定されることになったとガイドライン制定の経緯を説明している。

旧ガイドラインにおいて、不公正な取引慣行とされるのは、(一) 不当廉売、(二) 優越的地位の濫用、(三) 差別的取扱、(四) 取引相手からの情報・技術の獲得、(五) 取引相手に対する自己の競争者との取引制限である。これらの行為類型については、違法性の判断基準に関する説明は特に付されていない。しかし、日本の場合と同様に、違法評価要件として「正当な理由がないのに」という文言が付されている行為類型は原則違法の行為と、また「不当に」という文言が付された行為類型は市場に与える影響などを個別に判断して違法となる行為と考えることもできよう。

ガイドラインで不公正な取引慣行として違法とされる(一)不当廉売とは、「仕入価格を下回る価格で販売するといふ不公正な低価格販売」である。ただし、期限切れの近づいた商品や季節商品などのように、事業遂行上の合理的必要性がある場合は例外となる。

次に、(二)優越的地位の濫用は、「他の事業者の事業活動を破壊し、侵害し、妨害し、妨害し、円滑な遂行を妨げ若しくは制限し、又は他の事業者の参入を妨害する若しくは他の事業者を退出させるような方法で、優越的な購買力を不当に行使すること」とされる。その具体例として、押し付け販売、販売員の派遣要請、経済的利益の提供、販売量の強制、取引相手に対する不利な取引条件の決定、拘束条件付き取引、再販売価格の維持という七つの行為類型が挙げられている。

また、(三)差別的取扱いとは、「正当な理由がないのに、異なる取引相手に対して異なる取引条件若しくは価格を設定することにより、又は一定の取引相手との取引を拒絶することにより、取引相手との間で差別的な取り扱いをすること」とされている。従来取引をしていた相手との取引を拒絶する場合や自社ブランドへ変更する場合には、正当な理由が必要とされる。

(四)取引相手からの情報・技術の獲得というのは、「取引相手の取引上の情報、取引上の秘密又は技術を獲得し、不正に使用すること」である。取引相手の情報や技術の獲得により取引相手と同じ種類又は同じパッケージの自己ブランド商品を製造し、その商品が取引相手の商品であると消費者に誤認させるよう同じ棚に陳列して販売する行為や自己ブランド商品を販売するために取引相手の商品の取り扱いを中止する行為がそれに該当する。

最後に、(五)取引相手に対する自己の競争者との取引制限であるが、「取引相手に対して、自己の競争者と取引をしないよう不当に強制又は誘引すること」とされる。かかる取引制限は、取引相手を誤認させて行うか、取引相手

に合理的でない利益を供与して誘引するか、又は抱合せ販売を強制して行うかを問わない。

旧ガイドラインの制定以降、そこで示された違法行為類型の具体性や違法評価要件の明確性などに関して不十分であるとの批判も強く、そのいつそうの具体化・明確化を図るために、改定されたのが新ガイドラインとなる流通取引慣行規則である。規則は全五項から構成されており、そのうち第一項が規則の名称、第二項が施行期日、第三項が用語の定義、第五項が規則の主務者についてそれぞれ定めている。ガイドラインの本体部分は規則の第四項で詳細に説明されている。

第四項は、流通分野における公正な取引慣行を実現する枠組みとして設定された五原則に基づいて法第二九条の適用が判断されるという旧ガイドラインの考え方を確認したうえで、従来の五つの行為類型を次のように整理し直した。(一) 不正な低価格設定、(二) 経済的利益の請求、(三) 不当な返品、(四) 不正な委託販売契約の強制、(五) 押し付け販売、(六) 従業員の派遣要請、(七) 契約に基づく製品の受け取り拒絶、(八) その他の不正取引慣行、の八つが新たな行為類型である。このうち、(二) から(七) までは旧ガイドラインの(二) 優越的地位の濫用をさらに詳細に整理したものである。

まず、(一) 不正な低価格設定であるが、旧ガイドラインが流通業者による不当廉売（仕入価格を下回る低価格での販売）のみを違法行為類型として掲げていたが、新ガイドラインではそれに加えて納入業者からの通常より低価格での買取りも違法類型化した。これには、契約時における低価格の設定だけではなく、事後的な価格引き下げ強制も含まれる。

次に、旧ガイドラインの(二) 優越的地位の濫用では、押し付け販売、販売員の派遣要請、経済的利益の提供、販売量の強制、取引相手に対する不利な取引条件の決定、拘束条件付き取引、再販売価格の維持という七つの行為類

型が挙げられていたが、新ガイドラインでは、具体例として掲げられていたものうち(二)不当な経済的利益の請求、(五)押し付け販売、(六)従業員の派遣要請の三つがそれぞれ違法類型化されるとともに、より具体化・明確化が図られている。そして、(三)不当な返品、(四)不公正な委託販売契約の強制、(七)契約に基づく製品の受け取り拒絶の三つは、取引実態を踏まえ、優越的地位の濫用行為として、新たに類型化されたものである。なお、(八)その他の不公正取引慣行では、旧ガイドラインの(三)差別的取扱、(四)取引相手からの情報・技術の獲得、(五)取引相手に対する自己の競争者との取引制限に相当する行為がより具体化されている。

新旧ガイドラインを比較してみると、旧ガイドラインが、(一)不当廉売を除いて、主に大規模流通業者と納入業者との間の不公正な取引慣行に関して、幾つかの具体例を提示しつつもやや抽象的な表現で説明していたのに対して、新ガイドラインは、大規模流通業者と納入業者との間の取引実態を踏まえて、大規模流通業者の購買力を背景とした力の濫用行為に焦点を当て、違法行為類型のいっそうの具体化・明確化を図ったものといえよう。そして、旧ガイドラインでは低価格設定行為を不当廉売に限定していたが、むしろ大規模流通業者の購買力を背景とした力の濫用行為は納入業者に対する買叩き行為が問題とされるべきであり、これを(一)不公正な低価格設定として整理し直したという点でも、流通分野における優越的地位の濫用規制に関するガイドラインという本来の趣旨に沿うものになっている。

しかし、流通問題に対する対応策の一つとして競争法の活用が検討されはじめた最初の段階では、中小流通業者及び中小納入業者による大規模流通業者の取引競争法違反の申告を受けて審査が行われたが、最終的には違反の有無を決定せず、ガイドラインを作成することで問題の処理を図ったことから、旧ガイドラインは中小流通業者に対しては不当廉売規制を、また中小納入業者に対しては優越的地位の濫用規制をそれぞれ強化するという委員会の姿

勢を示すものであった。⁽⁷⁴⁾ これに対して、新ガイドラインは優越的地位の濫用を中心とする大規模流通業者と中小納入業者との間の不正取引慣行に完全にシフトすることになった。

七 結び

流通問題の顕在化以降、タイ政府が大規模流通業者の参入規制と並んで検討してきたのが取引競争法の活用であるが、同法の運用が一般的に停滞状況にあることは上述(五二)のとおりである。違反行為の申告が法施行以降の累計で八六件であるのに対して、委員会による審査の結果、違反行為の認定が行われたものは僅か三件にとどまっております。正式な事件として処理されるという意味での法運用は成果を上げているとは言い難いものがある。

しかし、一九四七年にアジアで初めて競争法が導入され、タイよりも遥かに長い経験を積んできたわが国の独占禁止法も、久しくの停滞時期を経て一九九〇年の日米構造協議での合意以降、本格的な法運用が始まったのである。それ以前のわが国における流通問題に対する取組みは、大規模小売店舗法に基づく参入規制に重心が置かれ、大規模流通業者の購買力を背景とした取引慣行などには十分な対応がなされてこなかった。したがって、日米構造協議では、貿易不均衡を是正するための障壁を取り除くという観点から、流通分野における参入規制を緩和するとともに、同分野における競争制限的な取引慣行を放置しておかないことが合意された。その後のわが国での流通問題への対応は、参入規制の緩和により規制制度そのものが形骸化し、専ら競争法による対応のみとなつていった。確かに、一九九一年の流通・取引慣行ガイドラインの制定以降、競争政策上の取組みは活発化し、近年の優越的地位の濫用及び不当販売に対する規制強化が着実に進められてきた。⁽⁷⁵⁾ しかし、流通問題は大規模流通業者と中小流通業者

及び中小納入業者との間の問題というだけではない。流通機構は消費者の生活を支え、流通業者の立地展開や事業者間の競争行動が消費者（生活者）の生活環境にまで深く関わってくるものであるから、今日では都市政策の観点も含めた流通問題に対する複合的な視点での取組みが必要になっている。したがって、今日では、わが国でもまた欧米諸国でも、中小企業振興政策や競争政策だけではなく、都市政策という観点からの「まちづくり」が流通問題に対する大きなキーワードとなっている⁽⁷⁶⁾。こうした取り組みはまだ始まったばかりであり、後に一定の成果が確認できるようになるとしても、それまでには相当の時間の経過が必要とされるであろう。とりわけ、すでに空洞化してしまった地方都市の中心市街地を活性化するという構想の実現は容易なことではない。

タイでは、わが国が流通規制の緩和で中心市街地の空洞化やスプロール化がいつそう進んでいった同時期に、大規模流通業者の新規参入で流通問題が顕在化し、その対応に迫られてきた。歴代政権は参入規制の導入に取り組みながら、様々な国内の政治的・経済的諸事情や経済危機後のタイの置かれた国際的環境の下で、限定的なゾーニング規制を除いて、今のところ参入規制立法は成立していない。その一方で、タイ経済においては中小企業が占める割合は非常に高く、中小企業が果たしている役割も極めて大きいものがあることから、経済危機後の改革では、中小企業の競争力強化を目指した中小企業振興政策を展開することとなった。流通分野における中小企業振興政策は、上述（四三）したように、「経済的格差の是正」を図るために競争単位としての中小企業の競争力強化を支援する政策と並んで、「経済的不利の是正」を図るために大規模流通業者と中小流通業者との間の「公正な競争」を実現する政策が常に掲げられてきた。そして、包括的な競争法が施行されるようになったのが一九九九年のことであり、まだ法運用の経験が乏しいうえに、法の執行体制にも不備を抱えているにもかかわらず、流通取引慣行ガイドラインを策定して、大規模流通業者の不公平な取引慣行には競争法を適用していく姿勢を示した。その中では、主とし

て大規模流通業者と中小納入業者との取引における購買力の濫用行為が取り上げられているが、中小流通業者との間の「公正な競争」に反する不当販売も取り上げられており、流通分野における中小企業振興策として、競争政策の活用を図るといふ側面も見られる。

上述(四二)のように、中小企業を保護する中小企業振興策は、産業政策の一つとして、競争政策とは矛盾する若しくは相反する政策と捉えられる場合が少なくない。タイでもそのような捉え方がないわけではないが、中小企業振興計画においては「公正な競争の促進」が掲げられており、市場経済において競争単位として不利な立場にある中小企業の「経済的不利の是正」を図る競争政策の一環としての施策を推進することが明示されている。したがって、タイにおいては、産業政策と競争政策とが対極にあるものと捉えるのではなく、相互に密接に絡み合い、相互に補完しあう政策として展開されることになる。

このように、タイにおける流通問題への政策的対応について検討してみると、これまで十分な成果を上げているとはいえないものの、大規模流通業者との間の「経済的不利の是正」としての競争政策的観点からの取組みと「格差是正のための支援」を図る施策としての中小流通業者の組織化・大規模流通業者の事業活動規制の取組みなどがなされてきたことを確認した。しかし、タイ政府の取組みとして全く欠落しているのが、都市政策の観点からの取組み、すなわち大規模流通業者の立地に伴う消費者(生活者)の生活環境に関する問題である。わが国でも、かかる視点からの取組みは、流通規制の緩和以降急激に進んだ中心市街地の空洞化・スプロール化現象を受けて、漸く始められたものである。⁽⁷⁸⁾ タイでは、参入規制立法の導入に対して強い抵抗があったことから、既存の法律(都市計画法と建築物規制法)に基づくゾーニング規制を導入したが、都市政策という観点からの規制ではなかった。それは、大規模流通業者の急激な店舗展開を抑制し、中心市街地での立地を困難にし、郊外へ誘導することで、中小流

通業者への影響を少なくしようとすることであった。したがって、ゾーニング規制が導入されても郊外への出店は抑制できず、規制導入の狙いどおりの成果は上がっていないのが実情である。

近年、何度かの機会を捉えて、バンコク都及びその周辺、さらには主要地方都市の大型店の立地状況を調査してきた。まだ、中心市街地の空洞化はわが国のように後戻りできない状態には至っていないものの、スプロール化は相当進んでおり、地方都市における中心市街地が次第に空洞化していくことも懸念される。流通問題に対する都市政策的観点からの検討の必要性を痛感させられたところである。

〔注〕

- (1) 欧米諸国の流通問題とその政策的対応に関しては、保田芳昭編『日本と欧米の流通政策』（大月書店、一九九五年）で概観できる。
- (2) 近年のアメリカの動向に関しては、矢作弘『大型店とまちづくり―規制進むアメリカ、模索する日本―』（岩波書店、二〇〇五年）、原田英生『アメリカの大型店問題』（有斐閣、二〇〇八年）を参照。また、イギリスに関しては伊東理『イギリスの小売商業―政策・開発・都市―』（関西大学出版部、二〇一一年）を、ドイツに関しては阿部成治『大型店とドイツのまちづくり』（学芸出版社、二〇〇一年）を参照。
- (3) 経済の先進国を激しい勢いで追いかけ、他の経済発展途上の国々とは異なる発展段階に至った国々を新興国と呼ぶことが多いが、末廣教授は現在のタイの経済発展段階を「中進国」と呼んでいる（末廣昭『タイ―中進国の模索―』（岩波書店、二〇〇九年）二二―二七頁）。
- (4) タイの流通問題に対する政府の対応を丹念に分析している労作として、遠藤元『新興国の流通革命―タイのモザイク状消費市場と多様化する流通―』（日本評論社、二〇一〇年）があるので参照されたい。
- (5) 世界の競争法施行機関のネットワークである国際競争ネットワーク（ICN, International Competition Network）に参加している国及び地域の数は、二〇一二年五月現在で一〇八に上っている（<http://www.jfrc.go.jp/kokusai/kaigaitakudo.html>）。

参加機関の詳細については、ICCNのHP (<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/members/member-directory.aspx>) で確認できる。

(6) 特に、東アジア諸国の競争法の運用に対しては、わが国の公正取引委員会は、これまで国際協力機構(JICA, Japan International Cooperation Agency)を通じて、また最近では経済連携協定に基づいて、各国の競争法施行機関を様々な形で支援してきた。タイでも、JICAを通じた支援「タイ取引競争法の運用に係るキャパシティ・ビルディング支援計画」(二〇〇四年度―二〇〇五年度)が実施されている。支援の詳細については、JICAのHPで確認することができる(<http://gwmweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/b4d6e2c7028c842c49256bd00384947/1e857815c30023c8492575d10035342d?Op=OpenDocument>)。

(7) 競争政策ではなくて、産業優先政策がわが国の経済政策において支配的な政策となっていく過程については、本間重紀「産業政策と産業法」(宮坂富之助ほか『現代経済法』(三省堂、一九九五年)所収)、飯田泰雄「産業政策と経済法」(日本経済法学会編『経済法講座第一巻経済法の理論と展開』(三省堂、二〇〇二年)所収)などを参照。

(8) かかる経緯の詳細については、公正取引委員会事務局編『独占禁止政策五十年史(上巻)』(公正取引協会、一九九七年)四八五頁以下を参照。

(9) アジア諸国における競争法の最近の動向に関しては、公正取引七三二号「特集アジア諸国における競争政策の動き」(二〇一一年)の各論稿、同じく公正取引七四一号(二〇一一年)「特集新興国の競争政策」の各論稿、特に下津秀幸「新興国の競争政策の動向」を参照。また、公正取引委員会の第一九〇回独占禁止懇話会の資料「アジアにおける競争政策の最近の動向」(二〇一一年) (<http://www.jftc.go.jp/kenkyukai/k-kondan/190-3.pdf>) も参照された。

(10) Sakda Thanicul, "Competition Law in Thailand," in Cassey Lee and Cheong May Fong, *Competition Policy in Asia: Models and Issues*, University of Malaya, 2006, at 160.

(11) タイの取引競争法の概略を知るうえで、前掲注(10)の文献以外では、次のものが参考になる。Nipon Poapongsakorn, "The New Competition Law in Thailand: Lessons for Institution Building," *Review of Industrial Organization*, Vol. 21, 2002; Sakda Thanicul, "Competition Law in Thailand: A Preliminary Analysis," *Washington University Global Studies Law Review*, Vol. 1, 2002; Deunden Nikonborriak, "The Political Economy of Competition Law: The Case of Thailand," *Northwest Journal of International Law & Business*, Vol. 26, 2006. なお、邦語文献として次のものがある。三浦克哉「タイにおける新独占禁止法と競争政策」(バンコク日本人商工会議所報一九九九年九月号)、三浦克哉「タイの競争政策と技術協力」(公正取引五九四号、二〇〇〇年)、サクダー・タニックル(栗田誠訳)「タイの競争法―予備的考察」(国際商事法務三〇巻五

- 号、二〇〇二年)、今泉慎也「タイ競争法制の現状と課題」(公正取引六七八号、二〇〇七年)、デュンデン・ニコムボリラク「The Thai Competition Regime: An Uphill Battle (「タイ競争政策―困難な戦い―)」(公正取引七二五号、二〇一〇年)。
- (12) Sakda Thanikul, "SMEs and Competition Law: A Case Study on Suppliers of Goods to Large Retail Stores," *Journal of International Cooperation Studies*, 15(3), 2008, at 43-46.
- (13) 深津健二「現代経済法と消費者参加」(法研出版、一九九四年)七六頁以下参照。
- (14) 詳細については、深津健二「大型店規制と消費者の利益―「まちづくり三法」の制定と改正を契機として―」(法学会雑誌四八巻二号、二〇〇七年)を参照されたい。
- (15) 例えば、二〇一〇年八月七日に大島章宏経済産業大臣が全国商工会連合会との会談で大型店規制強化の必要性を強調したことが伝えられると、たちまち多くのメディアで大型店規制をめぐる問題が取り上げられ、活発な議論が展開された。
- (16) 深津健二「競争法と規制改革」(信山社、二〇〇三年)四二頁以下参照。
- (17) 公正取引委員会による流通問題への最近の取組みに関しては、根岸哲「流通・取引慣行ガイドラインの見直しと新たな課題」(公正取引七三六号、二〇一二年)を参照。
- (18) わが国では、二〇一〇年六月に「中小企業憲章」が閣議決定された (<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004655/kensho.pdf>)。その中には、中小企業政策に取り組みにあたっての基本原則として、「①経済活力の源泉である中小企業がその力を思う存分に発揮できるよう支援すること、②起業を増やすこと、③創意工夫で新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促すこと、④公正な市場環境を整えること、⑤セーフティネットを整備し中小企業の安心を確保すること」という五つの原則が掲げられている。これらは、何れも「経済的不利の是正」と「格差是正のための支援」がその内容となっている。
- (19) タイにおける産業保護政策から自由化政策への経済政策の転換に関して詳しくは、東茂樹「タイの産業政策―制度・組織・アクター」(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策―制度・組織・アクター』(アジア経済研究所、二〇〇〇年)所収)一一五頁以下を参照。
- (20) 外国人事業法は、クーデターの時期に革命団 (National Executive Council) による布告第二八一号として一九七二年に制定され、法律としての効力を有すものである。外国人事業法制定の背景と規制内容に関しては、榎本啓一郎「海外事業投資と外資規制―タイ国『外国人事業法』に関する考察―」(福岡大学商学論叢四九巻一号、二〇〇四年)一二三頁以下参照。
- (21) 欧州流通資本のタイ市場への参入要因については、遠藤元「小売業の構造変化と流通資本の再編」(末廣昭編『タイの制

- 度改革と企業再編』(アジア経済研究所、二〇〇二年)所収) 二六〇頁以下を参照。
- (22) Sakda, *supra* note 12, at 34-35.
- (23) Sakda, *supra* note 12, at 43.
- (24) この間の経緯に関して、遠藤元「経済危機後のタイにおける流通政策」(大東文化大学紀要四三号、二〇〇五年)一五五頁以下で詳しく紹介されている。
- (25) これら通達の内容について詳しくは、遠藤・前掲注(24)一六七―一六九頁を参照。
- (26) Sakda, *supra* note 12, at 43-44.
- (27) 事実、専門小委員会は二〇回ほどの会合重ねて審議したが、最終的に取引競争法違反か否かの決定を行わず、ガイドライン草案を提案して終わるといふ、かかる批判どおりの幕引きを図っている (see Sakda, *supra* note 12, at 44)。
- (28) The Nation, 2002.8.22.
- (29) The Nation, 2007.5.9.
- (30) The Nation, 2007.10.16.
- (31) タイの議会における法案の処理手続きについては、今泉慎也「タイの立法過程の構造と特徴」(今泉慎也編『タイの立法過程とその変容』(アジア経済研究所、二〇一二年)所収)を参照。
- (32) Trade Competition Committee, Board of Trade, *Regulations of the Office of Trade Competition Commission regarding "Guidelines on Trade practices between large-scale retailers and suppliers" (A Consultation Paper)*, 2011, appendix.
- (33) The Nation, 2009.12.15.
- (34) The Nation, 2011.2.4.
- (35) The Nation, 2011.1.31.
- (36) The Nation, 2011.5.14.
- (37) タクシン政権下では法案が閣議決定の直前まで手続きが進められながらタクシン首相の判断で結局は廃案となり、スラエット政権においては法案が国会に提出されるまでの手続きに紆余曲折があった。また、アピシット政権では、法案の閣議での原則承認決定から内閣法制委員会での審査に一年をかけている。これらは、小売業法案が外資規制と受け取られることに対する懸念が歴代政権において極めて強いものであったことを示している。
- (38) タイにおける経済危機後の中小企業振興政策立案過程に関しては、Philippe Renier, *Small and Medium Enterprises in Distress: Thailand, the East Asian Crisis and Beyond*, Gower, 2000 を参照。

- (39) タイの中小企業振興政策と中小企業振興法の概要に関しては、『東アジアの持続的発展への課題―タイ・マレーシアの中小企業支援策―』（国際協力銀行開発金融研究所、二〇〇〇年）三五頁以下を参照。
- (40) 中小企業振興マスタープランは、タイ政府からの支援要請に基づき、JICAを通じた日本の支援によって策定されたものである。同プランの基礎となっているのは、タイの財務大臣と産業大臣のアドバイザーとして派遣された水谷元通産省生活産業局長の政策提言レポート（水谷レポート）とJICA調査団の作成したレポート「タイ国工業分野振興開発計画（裾野産業）フォローアップ調査報告書」という二つの報告書である。
- (41) これまで、第一次（一九六一年―一九六六年）から第一次（二〇一二年―二〇一六）までの開発計画が策定されており、これらは全てタイ政府の社会経済開発局のHP（<http://eng.nesdb.go.th/Default.aspx?tabid=402>）で閲覧することができる。
- (42) National Economic and Social Development Board, The Ninth National Economic and Social Development Plan (2007-2011) (<http://eng.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/eng/The%20National%20Economic%20and%20Social%20Development%20Plan%282002-2006%29.pdf>).
- (43) Office of SMEs Promotion, The SMEs Promotion Plan (2002-2006), at Chap. 7.
- (44) Office of SMEs Promotion, The 2nd SMEs Promotion Plan (2007-2011).
- (45) National Economic and Social Development Board, The Tenth National Economic and Social Development Plan (2007-2011) (<http://eng.nesdb.go.th/Default.aspx?tabid=402>).
- (46) 英語では「Sufficiency Economy」、また日本語では「充足経済」又は「足るを知る経済」と訳されているが、この考え方は第十次開発計画のいたるところで強調されている。
- (47) National Economic and Social Development Board, *supra* note 45, at Summary.
- (48) *Id.*
- (49) Office of SMEs Promotion, *supra* note 44.
- (50) *Id.*
- (51) *Id.*
- (52) Sakda, *supra* note 10, at 160-162.
- (53) かかる検討の経緯に関して詳しくは、Nipon, *supra* note 11, at 186-188を参照
- (54) 一九九七年憲法は、一九九二年に発生した「五月流血事件」を契機として、議会制民主主義の発展を目指して制定さ

- れたもので、議会制度に関して詳細に規定するだけではなく、人権に関しても詳細な規定が置かれていた。一九九七年憲法の制定経緯及びその特色に関しては、遠藤聡「二〇〇七年タイ王国憲法の制定過程とその成立」(外国の立法)三五号、二〇〇八年)及び孝忠延夫「タイ王国の憲法」(政策創造研究三号、二〇一〇年)を参照。
- (55) See Sakda, *supra* note 10, at 162.
- (56) *Id.*
- (57) 根岸哲「競争法の新たな動向―日本及び欧・米・アジアを中心として」(<http://www.kikkawa-law.com/downloads/101109negish>)。
- (58) タイの取引競争法は、市場支配的地位の濫用規制を中心とするEU競争法をモデルとし、より具体的には先進資本主義諸国を追いかけ、急速に発展しつつある新興資本主義国である、あるいは前掲注(3)で述べた「中進国」としての先輩である韓国と台湾で制定された競争法を参考にして、制定されたといわれている。ただし、大企業の保護育成を基本とした産業政策を展開する韓国では、財閥を中心とする大規模企業集団による産業支配、すなわち市場独占を禁止するのではなく、市場支配的地位の濫用規制を中心とした公正取引法が制定されたが、タイの市場構造は韓国とは異なっており、中小企業が多数を占めており、大企業保護の産業政策もほとんど立案されていなかった(サクダー・前掲注(11)六三二頁)。
- (59) Trade Competition Commission, Notification of Trade Competition Commission on Criteria for Business Operator with Market Domination (February 8, 2007).
- (60) 自動二輪車事件のごくは、Archanun Kohpaiboon and et. al, *Competition Policy in Thailand, Discussion Paper No. 20 (April 19, 2010)*, Thammasat University, at19-20を参照。
- (61) The Nation, 2011.1.31.
- (62) サクダー・前掲注(11)六三六―六三七頁。
- (63) 取引競争委員会のHPでは、法施行以降に任命された全ての委員について、任命基準ごとに紹介されている(http://otcc.dti.go.th/otcc/content/catcontent_list.php?typeid=1&catid=170)。
- (64) 今泉・前掲注(11)三四頁では、取引競争委員会の委員構成を出身母体別に第一期から第四期までが整理されているので、参照された。
- (65) <http://otcc.dti.go.th/otcc/upload/nr3nmsr%20%9a%206.pdf>.
- (66) チュンシン・前掲注(11)九頁。
- (67) 両事件の概要については、Archanun, *supra* note 60, at18-20を参照。

- (68) この事件の概要については、Deunden Nikomborirak, "Thailand," in Douglas H. Brooks and Simon J. Evenett eds., *Competition Policy and Development in Asia*, Palgrave Macmillan, 2005, at 272-272 を参照。
- (69) サクター・前掲注 (11) 六三五―六三六頁。
- (70) サクター・前掲注 (11) 六三五頁。
- (71) 顔延棟「台湾競争法とその法制・法運用の検討」(筑波ロージャーナル五号、二〇〇九年)二六二頁。
- (72) サクター・前掲注 (11) 六三五頁。
- (73) 顔・前掲注 (71) 二六二―二六三頁。また、顔延棟「台湾競争法における一般条項の運用と検討」(日本経済法学会年報三三号、二〇一一年)一三三頁以下も参照。
- (74) もともと大規模流通業者事件で提起された問題には、流通問題に対して競争法を活用するうえで二つの側面からの法的な検討が必要であったことが指摘されている (Sakda, *supra* note 12, at 36-37)。
- (75) 一九九一年に策定された流通・取引慣行ガイドライン (正式名称は「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」である) は、その後二〇〇五年、二〇一〇年及び二〇一一年と三回の改定が行われたほか、二〇〇五年に「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」が指定されている。そして、ガイドラインとしても、同年に『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法』の運用基準」が策定され、さらに二〇〇九年には「不当販売に関する独占禁止法の考え方」、二〇一〇年には「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」などが策定されている。
- (76) 石原武政『まちづくりの中の小売業』(有斐閣、二〇〇〇年)、民間都市開発機構編『欧米のまちづくり・都市計画制度』(知エッセイ、二〇〇四年) なつを参照。
- (77) See Sakda, *supra* note 12, at 32.
- (78) 深津・前掲注 (14) を参照。